

指定管理者制度導入施設の将来ビジョン

施設名	大分県母子・父子福祉センター
所在地	大分市大津町2丁目1番41号
県の所管部局(課・室)	福祉保健部子ども・家庭支援課
設置年月日	昭和61年4月1日(設置から36年)※令和4年4月1日現在
設置目的	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、昭和61年4月に大分県が設置した公の施設で、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦からの生活相談等に応じるとともに、その自立促進に関する事業等を行い、母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図る。
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日

【検討結果】

施設の今後のあり方

	存続 (利活用)	存続 (整理統合)	廃止
理由	<p>大分県母子・父子福祉センターは、上記設置目的に沿った県内唯一の施設であり、生活相談や就職活動関連まで幅広い専門的な相談に応じているとともに、社会的に孤立しがちなひとり親(母子または父子)や寡婦の方の心の拠り所であり、自立を目指す支援を行っているため。</p> <p>また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条に規定される、母子・父子福祉センターである。</p> <p>以上の理由により、存続する必要がある。</p>		
管理方法の検討	<p>指定管理を行っている大分県母子寡婦福祉連合会は、県内各地域の母子寡婦福祉団体を構成員とし、母子家庭等の状況及び生活実態に精通しており、相談業務等に対応する人材を有している。また、センターの設立当初から運営を受託してきた十分な実績があるため、任意指定を行うことが最適であると考え。さらに、日曜日に開館するなどして利便性の向上を図っており、経験豊富な相談員を配置するなどして民間事業者のノウハウを活用しているため。</p>		

ビジョンの設定期間

ビジョンの設定期間	令和5年度～令和14年度
次回策定(中間見直し)	令和9年度(令和10年度～令和14年度)
次回指定管理者公募予定	令和8年度(任意指定)

存続の場合

1. 目指すべき施設像及び利用者像等

施設像	ひとり親が抱える様々な悩みや課題に、的確に対応できる専門性を有した施設。また、ひとり親の養育費や生活支援、就職活動などについて気軽に相談できる施設。		
利用者像	ひとり親や寡婦、またはその家族、さらには県外在住者も含めた、今後離婚を考えている方		
定量的目標達成指標	①	年間相談件数の増	年1,000件以上 (R元～R3年平均:年834件、参考R3実績:年966件) ※チャットボット解決件数を含む
	②	相談者(来所者)満足度の維持	95%以上 (R元～R3年平均:94%、参考R3実績:92%)
定性的目標達成指標	①	悩みを抱えるひとり親等が相談しやすい環境を整えるため、WEBやSNSを用いた相談の実施や広報などを行う。	
	②	相談者満足度維持のため、相談体制の充実や相談員の資質向上に取り組む。	

2. 目指すべき像を達成するための課題とその解決策、実施方法・実施時期（解決への優先順に記載）

課題1	人口減少・少子高齢化に関する課題（必須）
人口減少・少子高齢化する地域の中でひとり親家庭は様々な課題を抱え、孤立する傾向にある。	
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に設置される母子・父子自立支援員と相互に連携し、子育てや生活、就業に関する様々な相談に対して、来所や電話、SNS等で対応する。 ・ひとり親家庭への相談・就業・経済的支援などの支援施策を掲載した冊子をひとり親家庭に配布するとともに、各相談機関でも受け取れるようにする。また、WEBやSNS、スマートフォンを活用したリスティング広告等により、ひとり親家庭への広報・周知を強化する。
実施方法・実施時期	市町村への配布 8月以降（児童扶養手当の現況届提出時にあわせる） リスティング広告 毎年4月1日～3月31日

（参考）	令和3年度(2022年度)	令和12年度(2030年度)	令和27年度(2045年度)
予測利用者数(人)	510	468	402
直近年度比		91.76%	78.82%

課題2	多様化する相談内容に関する課題
生活や子育て、就労などひとり親家庭は様々な困難を抱えており、相談内容も多種多様なものとなっている。	
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおける、就業あっせん事業等との一体的な支援を行う。 ・離婚時における養育費の調停証書や公正証書の作成方法など、弁護士による無料法律相談を定期的実施する。 ・ワンストップで必要な情報提供ができるよう、センター職員に対して、国等が実施する養育費や面会交流に関する研修の案内を行ない、積極的な受講を勧める。
実施方法・実施時期	来所や相談、SNS等での対応（土曜日祝日を除く） 弁護士による無料法律相談の開催（年17回）

課題3	施設管理に関する課題（必須）
紙の申請による会議室の利用許可や現金による使用料の支払い	
解決策	電子申請及びキャッシュレス化の導入
実施方法・実施時期	令和4年度中に整備を行い、令和5年度当初開始を目指す